

令和6年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

令和6年6月11日（火曜日）午前10時開議

第 1 議案質疑

第 2 常任委員会議案付託

第 3 常任委員会請願付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

追加日程 議案第6号、議案第7号直接審議（先議）

日程第 2 常任委員会議案付託

日程第 3 常任委員会請願付託

出席議員（20名）

1 番	常世田 正 樹	2 番	伊 藤 春 美
3 番	菅 谷 道 晴	4 番	戸 村 ひとみ
5 番	伊 場 哲 也	6 番	崎 山 華 英
7 番	永 井 孝 佳	8 番	井 田 孝
9 番	島 田 恒	10 番	片 桐 文 夫
11 番	遠 藤 保 明	12 番	林 晴 道
13 番	宮 内 保	14 番	飯 嶋 正 利
15 番	宮 澤 芳 雄	16 番	伊 藤 房 代
17 番	向 後 悦 世	18 番	景 山 岩三郎
19 番	木 内 欽 市	20 番	松 木 源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	飯 島 茂
教 育 長	向 後 依 明	秘書広報課長	寺 嶋 和 志
行 政 改 革 推 進 課 長	椎 名 実	総 務 課 長	山 崎 剛 成
企画政策課長	柴 栄 男	財 政 課 長	池 田 勝 紀
税 務 課 長	榎 澤 茂	市民生活課長	齋 藤 邦 博
環 境 課 長	高 根 浩 司	保険年金課長	高 野 久
健 康 づ くり 課 長	飯 島 正 寛	社会福祉課長	向 後 利 胤
子 育 て 支 援 課 長	八 馬 祥 子	高 齢 者 福 祉 課 長	椎 名 隆
商工観光課長	大八木 利 武	農 水 産 課 長	伊 藤 弘 行
建 設 課 長	齊 藤 孝 一	都市整備課長	飯 島 和 則
会 計 管 理 者	小 澤 隆	消 防 長	常世田 昌 也
上下水道課長	多 田 一 徳	教育総務課長	向 後 稔
生涯学習課長	江波戸 政 和	スポーツ振興 課 長	金 杉 高 春
監 査 委 員 長 事 務 局 長	杉 本 芳 正	農 業 委 員 会 事 務 局 長	戸 葉 正 和

事務局職員出席者

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事 務 局 次 長	黒 柳 雅 弘
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（飯嶋正利） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第12号までの12議案を順次議題といたします。

議案第1号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

林晴道議員。

○12番（林 晴道） それでは、議案第1号、令和6年度旭市一般会計補正予算の議決について質疑を行います。

僕からは歳出に関して4点伺いますので、ご答弁お願いいたします。

まず初めに、3款1項1目の説明欄にございます物価高騰対応重点支援給付金給付事業2億2,500万円になります。こちらは1世帯当たり10万円を給付する事業で、支給対象となるのが住民税非課税世帯と住民税均等割のみ課税世帯であります。

では、それらはどのような世帯であるものなのか、簡単な算出計算式で構いませんので、税務担当者にお尋ねし、数式で分かりにくいと思うので、世帯の収入額など、所得状況の目安でもご回答していただけたらと、そのように思います。

次に、4款1項2目の説明欄にございます新型コロナワクチン接種費用助成金1億560万9,000円であります。こちらは新型コロナワクチンが定期接種となりましたので、市独自の接種1回当たり2,000円の助成を行うと伺いました。

また、国の助成金は諸収入で見込むと、何だか大変曖昧な説明もございましたので、市民に分かりやすく整理して伺います。

まず、コロナワクチン接種費用の全額に対して、国からの助成額はどれほどであるのか。それに、旭市民はいかほどでワクチン接種が受けられるのか。加えて、今回、65歳以上の方や60歳以上で疾患をお持ちの方に2,000円の旭市分の助成が加えられるということですが、その場合には幾らでワクチン接種が受けられるのか、ご回答ください。

次に、6款1項1目の説明欄にございます「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金500万1,000円であります。こちらは園芸農業に係る県の補助事業に対して、県と同様に、本市も追随して上乗せを行うと伺っておりますが、事業内容の詳細についてお答えください。

最後に、8款2項2目の説明欄にございます車両購入費830万3,000円であります。現在所有している重機に不具合が生じ、買い換えると伺いましたが、重機の名称や不具合に関する内容、これまでの使用年数や、どのように活用している重機であるのか、詳細な説明を求めます。

以上であります。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） それでは、給与収入と年金収入ということで、代表的な件でお答えさせていただきたいと思います。

まず、給与収入でございますが、単身世帯の方の場合ですと、非課税となるのは収入額が93万円以下、93万円以下ですと所得金額が38万円以下となります。均等割のみ課税となりますのは、収入額が93万1円から100万円まで、所得に換算しますと38万1円から45万円までとなります。

続きまして、4人世帯、夫婦と子ども2人ということで扶養の方が収入ゼロの場合、非課税となりますのは、収入で209万9,999円以下、所得金額にしますと138万8,000円以下となります。均等割のみ課税となりますのは210万円から271万5,999円以下、所得に換算しますと138万8,001円から182万円までとなります。

続いて年金のほうになります。年金収入のみの方で、65歳未満と65歳以上で金額が異なりますので、それぞれでお答えさせていただきます。

まず、単身、扶養ゼロの方、非課税ですけれども、65歳未満の方は98万円以下、65歳以上ですと148万円以下ということになります。同じく均等割のみ課税の場合ですけれども、65

歳未満の方は105万円以下、65歳以上となりますと155万円までという形になります。

続きましてご夫婦、扶養親族が1人いらっしゃる場合の非課税です。65歳未満の方ですと147万667円以下、65歳以上になりますと192万8,000円までとなります。均等割のみ課税でございますが、65歳未満は186万1円まで、それから65歳以上となりますと222万円までとなります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 私からは、コロナワクチンの助成の関係で答弁させていただきます。

この接種費用につきましては、接種1回当たり約1万5,300円が示されております。こちらに国の助成が8,300円であることから、自己負担は7,000円でございます。それに対しまして、今回、市の独自助成ということで2,000円を行いますので、個人負担は最終的には約5,000円ということでございます。

また、国の助成分につきましては基金管理団体を通して行われることから、諸収入ということで計上させていただいております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 農水産課からは（3）の6款1項3目「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金の内容についてご答弁させていただきます。

県内の園芸産地の生産販売力強化を図るため、規模拡大に必要な省力化機械等の導入、高収量・高品質を実現するための施設や暖房機などの環境整備、既存施設のリフォーム、それから、スマート農業の推進を支援する県単独の補助事業がありまして、市もこの事業に上乗せを行っているものでございます。

○議長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 今回不具合が生じている車両は、建設課で主に整地作業に使用している小型のホイールローダーです。ホイールローダーは車輪で走行するシャベルであり、四輪駆動で路面を掘り下げる能力を有し、不整地や軟弱路面などを走行することが可能であります。

今回不具合が起きた車両の使用年数なんですけれども、平成27年9月に購入したもので、5月末現在、8年8か月経過しております。

不具合の場所なんですけれども、前輪部と後輪部の間で車体が折れ曲がり、センターピンを軸としてつながっている構造なんですけれども、そのセンターピンの部分が現在がたついております、走行中に車体がぶれたりする状況でございます。

主に整地、砕石舗装等で使用しているわけなんですけれども、使用する場所については、市が認定している道路のほか、赤道等の法定外の道路で市が管理する未舗装の道路となります。

以上であります。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） 引き続き再度数点伺いますので、お願いします。

まずは、物価高騰対応重点支援給付金給付事業の2億2,500万円についてからです。

今回の三つの給付事業の積算に関して、詳細な内容をお尋ねいたします。

次に、新型コロナワクチン接種費用助成金1億560万円についてであります、こちらも同様に、その算出根拠をお尋ねいたします。

次に、「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金の500万円についてであります、こちらの事業に関しては、補助内容が拡充され、補助率の高い強化枠が新設されたことに伴って補助金額を増額すると伺いました。

それでは、具体的な事業内容についてお尋ねします。

最後に、車両購入費830万円についてであります、今、重機がホイールローダーということで車輪シャベルであるということで、センターピンの部分が破損したと伺いました。830万円の予算でありまして、センターピンの破損で、まだ使用が8年ぐらいであるという中で、一般的には修理がきくのではないのかなと。修理してまだ使える。十分その対応を検討してから、このような予算計上になったんだろうなというふうに推測しますけれども、重要な重機の1台であるんだろうなというように感じましたので、重機の活用日数など、これまでの活用状況、それと今後の利用見込みをお尋ねして、加えまして、修理した場合、その費用額についても、見積りの件数と金額をお尋ねしたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 私のほうから（1）の物価高騰対応重点支援給付金の三つの給付金の積算根拠についてお答え申し上げます。

まず、非課税世帯分の給付金の対象世帯数は、全データの抽出を4月24日に行いまして、

令和6年度住民税課税情報などを参考に、新規対象を1,600世帯と見込み、1世帯当たり10万円を乗じまして、予算額を1億6,000万円と算定いたしました。

次に、均等割のみ課税世帯分の給付金の対象世帯数ですが、こちらも抽出日現在の令和6年度住民税課税情報などを参考としまして、新規対象を450世帯と見込み、1世帯当たり10万円を乗じまして、予算額を4,500万円と算定しました。

最後に、子育て世帯加算分の給付金は、令和5年度住民税非課税世帯給付金及び均等割のみ課税世帯給付金の対象となった世帯、現在、給付金等もやっておりました世帯で、こども加算の対象となった子どもの人数割合を参考といたしまして260人と見込み、児童1人当たり5万円を乗じて、予算額を1,300万円と積算いたしました。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 私のほうからは、新型コロナワクチン接種費用の助成の2,000円の根拠ということで答弁させていただきます。

助成額につきましては、季節性インフルエンザ予防接種費用の助成額、また近隣の状況を考慮しまして、様々な助成の金額、また、接種率を試算しまして協議を重ねた結果で決定したものでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 私からは、「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業の強化枠の内容について答弁申し上げます。

本事業は三つのメニューに分かれておりまして、パイプハウスや低コスト耐候性ハウス等の施設や、省力化機械等の整備を支援する生産力強化支援型、耐用年数を経過したガラス温室や鉄骨ハウスの改修等を支援する園芸施設リフォーム支援型、換気や、かん水が自動で行われる環境制御関連装置や、ICT等の先端技術の導入に対して支援するスマート農業推進型がございます。

認定農業者のうち、対象品目の経営面積が露地品目はおおむね3ヘクタール以上、施設品目はおおむね1ヘクタール以上を有し、販売額の10%以上の増加等にチャレンジするものへの支援として生産力強化支援型の中に強化枠が新設され、今回、これに該当する1件について補助金が増額されたものでございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 最初に、稼働状況についてでございます。

令和５年度の稼働状況については、稼働日数は199日でございます。令和３年が158日、令和４年が170日となっております。

今後の稼働の推移ですが、やはり、170日から200日の間で推移すると思われます。修繕費の見積りなんですけれども、販売メーカー１社から見積りを徴取いたしたところ、現地で見積りを判断してもらったんですけれども、最大380万円かかるということで見積りを徴取しております。

以上になります。

○議長（飯嶋正利） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 失礼いたしました。答弁の訂正をさせていただきたいと思えます。

先ほど、私は2,000円ということで助成額の根拠を申し上げましたが、事業費の根拠ということで答弁のほう訂正させていただきたいと思えます。

事業費の根拠ですけれども、対象者65歳以上の方と60歳から64歳の内部障害のある方2万270人で、うち接種者を約50%の1万195人と見込んでおります。

国の助成金が8,300円掛ける1万195人、市の助成金としまして、一般分としまして2,000円掛ける1万75人、あと、市の生活保護者の方々の分、7,000円全額の分の120人を見込みまして、合計で1億560万8,500円でございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） 最後となりますけれども、幾つか伺いたいと思いますのでお願いします。

まず、物価高騰対応重点支援給付金給付事業についてになりますが、今なお物価高騰が依然として続いている中で低所得世帯を支援するため、この給付を迅速かつ的確に支援すべきものと考えております。

そこで、本市における今後の支給スケジュールを確認したいのでご回答ください。

次に、新型コロナワクチン接種費用助成金についてであります。やはり、まだワクチンの値段が高額です。インフルエンザ予防接種の費用と比べても随分と大きな金額になっておりますので、市民感情としてはいかほどなものなのか、気がかりではあります。

そこで、本市におけるワクチン接種の推奨度合いを鑑みて、今後、インフルエンザと新型コロナウイルスの予防接種に対して、どのような取扱いの下、周知や広報を行うのかお尋ねします。

次に、「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金についてであります。本市の農業は主要な産業でございまして、旭市の発展には欠かすことのできないものであります。本事業を実施される農家の皆さんの経営がさらに発展するように、ここで爆速な取り組みを促しつつ、速やかな事業実施とサポートを期待いたしまして、なぜ3か月ほど前の当初予算に組み込めずに、この時期の補正予算の計上となってしまったのかお尋ねいたします。

最後に、車両購入費についてであります。僕がふだん乗ります乗用車と違って、重機というのは故障が多いんでしょうね。それから、今定例会にも上程されております消防ポンプ車両と比較しても、何だか耐用年数がだいぶ短いようでございまして、維持していく、それから運営していくのが大変だろうと、そのようにお察しいたします。

そもそもこのような取り組み自体は、本来ですと委託してもいいものであらうと、そのように思いますけれども、インフラ整備が行き届かずご不便をかける地域住民のために車両を整備し、人員を配置している状況でありますので、いろいろと担当課においても悩ましいところだろうと、そのように感じます。8年で、センターピンが緩んでいる程度で修理が300万円以上かかってしまうような事業を継続しなければならないというのも、今回回答ありましたが、170日も稼働しているんですね。これを見ますと、よほど旭市は砂利道が多くて、舗装の整備が全く行き届かないと、市長も今の答弁で感じ受けていただけたんだらうと、そのように思います。赤道だとか、青道だとか、市道以外の道路用地に関しては、なかなか整備が市の予算からは組み込めないということでありまして、やはり、しっかり地域住民だとか、そこに使える補助金、税金を調査してもらって、そちらの改善にも結び付けたほうがいいのではないのかなと、そのように感じ受けました。

新車両導入については、経済活動に直結するような利用だとか、議員からの要望だけではなくて、それ以外で住みやすい環境づくりのために、公平で平等な活用計画をお示しいただきたいが、これをもって最後の質疑といたします。ご回答をお願いします。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは、（1）給付金の今後の支給スケジュールについてお答え申し上げます。

非課税世帯及び均等割のみ課税世帯分の給付金につきましては、7月10日をめどに、対象と見込まれる世帯に対して市から確認書を郵送し、同日から受付を開始する予定でございます。確認書の返信をいただいた世帯から、順次、内容を確認の上、給付金の支給を行い、第1回の支給は7月下旬を予定してございます。

また、それ以降は、2週間に1回程度のスパンで順次支給を行ってまいります。

それと、こども加算の給付金につきましては、最初に、こちらの住民税均等割のみ課税世帯、非課税世帯の給付金の情報をいただいております。そこで口座情報を事前に市で把握することができますので、プッシュ型での支給を予定しております。議員よりご指導いただいたとおり、迅速かつ的確に支給事務のほうを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 私のほうからは、ワクチン接種の今後の取扱いと周知方法とということでございました。

インフルエンザとコロナワクチンともに定期接種でございまして、接種の義務はないものの、重症化を防ぐことから大変重要であると思っております。必要に応じて、助成も今後検討してまいりたいと思いますし、周知方法につきましても、対象者全員へ接種券のほうを送付するとともに、広報またホームページ等で周知を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） なぜこの時期の補正になったのかについてご答弁させていただきます。

本事業の要綱、要領の施行が令和6年4月1日でありまして、当初予算では従前の補助率で計上しており、予算に不足が生じてしまいました。本事業は単年度で事業を完了することを原則としておりましたので、事業を速やかに進めるためにも、早急に予算確保が必要となったものでございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 整地につきましては、市民の方や区長などからの要望により実施しているところでございますが、今後も適正に整地作業のほうを実施してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の質疑を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

続いて、伊場哲也議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 令和6年度旭市一般会計補正予算の議決について、3点質疑いたします。

1点目、タブレット11ページになります。2款1項9目交通安全対策費183万円の増、説明欄1、交通安全対策事務費の増によるものということで、千葉県の自転車乗車用ヘルメット購入補助事業の創出に伴っての補正であると。県の補助金を活用して、市がヘルメット購入費補助事業として新たにスタートするための補正ということで、183万円のうち県支出金91万5,000円、一般財源から91万5,000円、旭市の補助金91万5,000円の積算根拠をお伺いいたします。

2点目、3款1項1目、11ページでございます。社会福祉総務費2億2,500万円の増。物価高騰対応重点支援給付金給付事業、もう既にご答弁の中でおおむね理解いたしましたけれども、予定してありました質疑ということでさせていただきます。

非課税世帯、均等割のみ課税世帯並びに子育て世帯加算分の人数をそれぞれお伺いしたいと思います。1,600世帯、450世帯、260人という答弁をいただいております。多分それではいいかと思いますが、質疑させていただきます。

3点目でございます。13ページ、8款2項2目、これももう既に答弁内容を先ほどお聞きいたしました。道路維持管理費830万3,000円に関わる説明欄17、備品購入費。これも一昨日の説明で、車両購入、未舗装道路の整地要望道路に対応するため市で保有している重機について不具合が生じたことから、新たに買い換える費用を補正するものというご説明をいただきました。

私のほうで質疑内容として設定したものが不具合の内容です。それから、購入台数は1台なのでしょうか、お伺いいたします。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 私からは、自転車乗車用ヘルメット購入費補助金について回答

します。

歳入の積算根拠ですけれども、県補助金の上限額を計上しております。県は補助の上限額を製品 1 個当たり 1,000 円以内、市町村の人口の 1.5% としておりますので、1,000 円に旭市の人口 1.5% 相当の 915 人を掛けた額としております。

歳出としまして、県支出の 1,000 円に、市が支出する 1,000 円を合わせて、製品 1 個当たり 2,000 円を使用者に補助するというものです。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 私からは、（２）の各給付金につきまして、各対象世帯数と人数ということでお答え申し上げます。

初めに、非課税世帯分の給付金の対象世帯につきましては 1,600 世帯、続いて、均等割のみ課税世帯分の給付金の対象世帯数は 450 世帯、最後に、子育て世帯加算分の給付金につきましては 260 人が対象となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 不具合の内容ということです。

不具合の内容は先ほど申し上げましたが、センターピンの部分が現在がたついておりまして、走行中に車体がぶれたりするという状況でございます。

購入を予定する台数は 1 台でございます。現在使用しているホイールローダーと同等の車両に買い換える費用を計上いたしております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5 番（伊場哲也） 3 点に関する答弁をありがとうございました。

1 点目でございますけれども、ヘルメットの再質疑をいたしますけれども、市民への周知の方法です。新しく事業を始めますよと。つきましては、2,000 円補助いたしますよと。自転車を運転する市民には、努力義務ということでヘルメットの着用を促すわけですね。この周知方法についていかようにお考えなのか、再質疑いたします。

2 点目、3 点目につきましては、先ほどの林議員並びにただいまの答弁で理解いたしました。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 補助金の周知方法としましては、広報、ホームページ、各施設でのチラシの配架を予定しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 来月、7月からになりますでしょうか、お尋ねいたします。

要は、なるべく早くということがいいだろうということを踏まえての質疑でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 申請の開始時期につきましては、今のところ、県の交付決定を待っておりますので、8月頃となる見込みであります。

申請開始となりましたら、できるだけ多くの方に利用していただけるように広報に努めてまいります。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○20番（松木源太郎） 先にお二人の方から質疑があった部分でありますけれども、社会福祉総務費の支給問題です。

今回、国の支援金が2億2,500万円丸々国から来るわけですが、その中で、私は、先ほど林議員、伊場議員に答弁があった非課税世帯、均等割、子ども関係の世帯数を知りたいと思っていましたが、これも明らかにされたので、突っ込んで次のことを聞きたいと思います。

今まで、このような国からの補助金に伴うところの支給事業が何回か行われました。そのときには、本日、社会福祉課長からご答弁があった、先に通知を出して返事をもらって支給する。新しい方がいれば、広報などで呼びかける。こういうことでだいたいの予想、今回の場合には、1,600世帯、450世帯、260人という件数を調べた。

ところが、過去にあった場合には、そういう中でも漏れた方が結構いるんですよね。これ

をどういうふうに救うかということの調査をしなければいけないのではないかと思います。プッシュ型というのは、緊急を要するから、早く調査した方にどうですかと通知して、反応があれば、すぐ送付するという形にしているんですけども、これが本当にいいものかどうかというのは、私は前からすごく疑問に思っていたわけです。この点について、今までの実績、予想した数字に対してどうであったかということをお知らせいただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 私のほうから、令和5年度から事業の実績がございます。その給付率、それと、これまでプッシュ型で行ってきたところで、どのような感じというか、反応かというところで答弁させていただきたいと思います。

まず、令和5年度住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり7万円の給付金を支給いたします住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金（追加給付分）の支給状況につきましては、5月31日時点で、支給件数が6,427件、支給額は4億4,989万円となっております。そのうち市のほうから課税状況等をあらかじめ確認いたしまして、確認書を送付する確認書の対象が6,388世帯で、6,216世帯に給付しておりますので、給付率は97.3%となっております。

次に、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯当たり10万円の給付金を支給する住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対応給付金の支給状況につきましては、5月31日時点で、支給件数が1,254件、支給額は1億2,540万円となっております。そのうち確認書の対象が1,270世帯で、1,246世帯に給付しておりますので、給付率は98.1%となっております。若干上がっております。

それと、こども加算につきましては、令和5年度の住民税均等割のみ課税世帯と住民税非課税世帯のうち、18歳以下の児童を扶養する子育て世帯に対し、原則として手続不要で、こちらのほうから支給案内通知というものを送付しまして加算給付を行うため、給付率はほぼ100%ということになってございます。

それと、確認書の送付後でございますが、少し時間のほうがずれますので、また、そういったものもございまして、死亡される方ですとか、また転出などの世帯の状況変化等もございまして、現実的には、努力しているところなんですけれども、給付率100%とはなってございません。ただ、反応としては、おおむね良好であるものとは考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） 過去の実績から見て、だいが市のほうでは頑張っていると思うんですけども、私は、こういうやり方が本当にいいことなのかと疑問に思っているんです。こんな話をすると怒られますけれども、何だか知らないけれども、来たから送ったらお金が届いたと、こういう話が出てくるんです。ですから、国が生活で困っているだろうと。それから物価も高騰しているとか、いろいろな問題で出して、自治体も協力してやるんだけど、国民の方が本当にそういうものを必要としているかということをもっと政治的に考えなければいけない部分もあるなと私は思っているんです。

今回の事業の予算が通って、7月前後までに調査が終わって実施できることはありがたいと思うんですけども、ひとつ、この点を踏まえて、十分に対応できるようなことで執行していただきたいと。このようにお願いして、質問を終わります。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） ありがとうございます。今回の給付金の周知等につきましても、これまでの給付金と同様とはなってしまうんですけども、また、市のほうでも考えまして、ホームページ、広報あさひ、公式LINEなどを活用し、申請漏れのないよう、十分に周知啓発に今後も努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

松本源太郎議員は自席へお戻りください。

議案の質疑は途中ですが、11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時 0分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

続いて、戸村ひとみ議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○4番（戸村ひとみ） それではお願いします。前者3名の方からる質疑がございまして、ちょっとかぶっているところもございしますが、答弁が聞き取れなかったところとか、ご答弁を聞いてさらに疑義が深まったところとかを聞いていきたいと思います。

それでは補正予算、議案第1号の自転車乗車用ヘルメット購入費補助金です。

こちらは前者のほうのご答弁で、積算根拠は市民の1.5%、たしかそうそういうふうにおっしゃったんですけれども、市民の1.5%を掛けて915人分というふうにおっしゃいましたが、これは積算根拠ではないと思います。数式です。何で1.5%なのか。しかも、市民というと、ゼロ歳児からなのか。そのあたりのところをお願いいたします。

補助金自体の2分の1が県から出て、2分の1が市から出るということで、両方で2,000円ということでしたが、いわゆるヘルメットというものは、市民はどれぐらいの価格で購入できるものなのか。こういうところが全部根拠になるんだと思うんです。幾らのヘルメットを、これだけ補助すれば、きっと市民がたくさん購入してくれるだろう。市民の命が守れるだろうと、ここが根拠だと思うんですね。ですから、数式では根拠にはなりません。県の補助が2分の1で、市も2分の1、この補助率の根拠もお願いいたします。

それと、実績としてどういうふうになっているか。実績というのは、つまり、市民の方はどれぐらい今ヘルメットを着用して、どれぐらいの方が着用していないから、こういう事業をしなければいけないのかという、ここの実績です。そこをお願いします。これは、全て根拠になると思います。

先ほど言いましたターゲットの中に市民全員という数字だと、915人というのが出てくるんですけれども、中学生とかは既にヘルメットを着用していますよね。絶対しなければいけないと思うんですけれども、中学生にはどのような補助が出ていますか。中学生のヘルメットは、ただで配られているのか、あるいは補助が出ているのか、あるいは全く出ていないのか。中学生は全く出てなくて、ターゲットの中に中学生が入っているというケースもございしますので、そのところを教えてください。

先ほど、周知のことで前者からもございました。本当にヘルメットを着用してほしいという気持ちがあるんでしたら、実は広報は、ご存じだと思いますが、ここで私も結構議論していると思うんですけれども、新聞折り込みなので、あとは公民館とかですから、市民の半分の世帯の方というのは広報が手に入っていないと思います。ですから、この周知の仕方が、なぜ、そういうところにとどまっているのか。例えば自転車屋さんとか、そういうところに積極的にPRする、こういう補助金があるんですよということをPRするような、そういう

のは議論のテーブルに乗りませんでしたか。

続きまして、（２）新型コロナワクチン接種費用助成金についてです。

具体的な内容をいま一度お願いいたします。具体的な内容というのが、インフルエンザワクチンと一緒に定期接種ということで、新型コロナ用のワクチンというの中身ですね。RMAというのは、もう恐らく廃棄されていると思うんで、何千億円かけて国が廃棄したというニュースを聞きました。ですから、ワクチンの内容ですね。レプリコンワクチンが開発されたんだと思うんですけども、これなのかどうなのか。

あと、レプリコンワクチンに関しましては、免疫学会とか、いろいろなところの方が危険性を訴えていらっしゃる。先ほどの答弁では、ワクチン自体が１万5,300円で、国が8,300円を補助すると。そこにさらに市が補助すると。なぜ市が補助金の上乗せをするのか。その根拠をお願いいたします。危険性が非常にあるというようなことを訴えている学会の方々もいらっしゃる。そういうのをちゃんと検証されましたか。国が8,300円の補助というのは、考え方によっては、１万5,300円もするところを絶対に打ってもらわなければいけないというんだったら、恐らく全額補助するんですよ。今までのようにね。今までというのは５類になる前です。国が約半分ぐらいを補助するということは、インフルエンザと同じように、どっちでもいいんですよ的な感覚だと、私は思っているんです。インフルエンザもワクチンを接種する人のほうが恐らく少ないと思います。なぜならば、非常によく効く薬が開発されていて、ワクチンを打つよりも、しかも、そのワクチンが効くかどうか分からない。型によっては効かないということもあるので、打つ方が少ないのではないかと思います。ですから国のほうとしては、インフルエンザと新型コロナと同じような感じで扱いをして、補助額も8,300円というふうになっているのではないかと私は思うわけです。半額補助ということですね。

そういうことを鑑みて、何で市がわざわざ補助金の上乗せをするか。市民の命を本当に守りたいと思うんだったら、学会とかでも危険性があるということを結構言われていることを一度たりとも検証されましたか。検証された結果でこれが出ているんだったら、私は納得できるんですけども、そここのところをお願いいたします。どういう議論が起こったのかということもお願いいたします。

３番です。「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金についてです。前者からいろいろございました。私は聞き間違えているかも知れないんですけども、この補助金を使われる件数は１件とおっしゃいましたか。１法人ということなんですか。そここのところの確

認をお願いいたします。

補助率が、ほかの補助金とかで3分の1とか4分の1とかというのがあまり見ないような気がするんです。千葉県は、花卉とかに関しても全国2位ということで、それを支えているのは旭市で、農業立県だと思うんです。確認なんですけれども、括弧して補助率3分の1と4分の1とあるんですけれども、これはなぜ2種類あるのか。先ほど、手厚くしたということのかなと思うんですけれども、そのこのところの説明をお願いします。

農業立県であるのに、しかも支えているのは旭市です。この補助率の低さというのは、どういうところにあるんですかね。これは手を挙げた人が1件しかいないということなんですか。それとも、もし1件しか手を挙げた方がいらっしゃらないのであれば、非常に使いづらい補助金なのではないかなと思うんです。補助してもら側にとってね。そのこのところをどのように考えてらっしゃいますか。

あと、実績があるんでしたら、実績も教えてください。これは新規事業ですか。そのこのところをお願いします。

あと、今後の展開です。これは、こんなふうな補助率で、1件とかでこれから先もやっていく事業なのか。

4番です。車両購入費についてです。これも前者からいろいろ質疑ございました。舗装の道路が少ないとおっしゃいました。そうなんだと。私は全市を端っこから端っこまで行っているわけではないのでよく分かりませんが、確かに砂利道が多いというのは感想としてあります。なので、市がわざわざ重機を所有して、その重機の管理までしながら、そして、それを運転する人、操作する人、そういう人たちを雇用してやってらっしゃるのかなとは思いますが、市が所有する重機というものはどれぐらいあるものなのか。これ1台なのか。

それとあと、重機に関しては、運転する免許というんですか、資格は普通免許でできるものばかりなのかどうか。

それと、先ほど外部委託の話もちらっと出ていましたけれども、私は、これは必ず検証してみなければいけないことだと思います。外部委託とのすみ分け、1年にそんな百何十回も出動するようなことがあって、もしほかにも重機というものがあるんでしたら、そういうのもどれだけの件数が出ていて、それを全部市がやることなのかどうなのかという費用対効果です。そのあたりと、経費削減というところから、こういうのは検証されたことありますか。以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 私から、自転車乗車用ヘルメット購入費補助金について回答します。

まず、人口の1.5%ということですが、県の交付要綱に補助率と補助限度額が定められておりますので、その辺を紹介します。

まず、補助率は、補助事業に応じた経費の2分の1以内ということになっています。補助の限度額なんですけれども、ヘルメット1個当たり1,000円以内、そして各市町村の人口、令和6年3月1日現在の千葉県毎月常住人口調査月報の人口を基準とし、1,000人未満切捨て1.5%、旭市の場合には6万1,000人の1.5%ということになります。これにヘルメット1個当たり1,000円を掛けたものが補助限度額となっております。

それから、ゼロ歳からかということの質疑ですが、年齢制限は特にございません。

それから、どれくらいの価格かというご質疑でしたが、これがまた幅が広くて、高いものだと1万円を超えるものもあるんですけれども、インターネット上とかカタログで見たところ、三、四千円台のものが多いのではないかなというふうに思いました。

それから、補助率の根拠なんですけれども、積算根拠としましては、県の要綱に基づいて同じように1.5%といたしましたが、同じように予定している県内の幾つかの団体に聞きまして、1.5%を僅かに超える団体もあるんですけれども、1%程度のところもある。市によってばらつきがあります。

それから、着用率なんですけれども、これが公的なところ、例えば警察などからの調査結果というのが入手できませんで、旭市としましては、昨年、令和5年11月12日に、産業まつりでアンケートを行ったことがあります。その際に、回答者が496人、うち自転車に乗る方が293人、そのうち「ヘルメットを常に着用する」それから「場合によって着用する」を除いて、「ヘルメットは着用しない」というふうに回答された方が34人いらっしゃいました。全体としましては、ヘルメットの非着用率6.9%、乗る方の中では11%ということになります。

それから、中学生の通学用のヘルメットの補助につきましては、市民生活課の所管外でございますので回答できません。

それから、周知の仕方ですが、一応、学校や老人団体なども検討としては上がっております。ご意見いただいた自転車店など、非常に素晴らしい案だと思いますので、これ

も検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 私からは、（２）の新型コロナワクチン接種費用の助成について答弁させていただきます。

具体的内容のほうを改めてということでございました。本事業は、令和６年度から新型コロナワクチンが定期接種となりまして、接種が原則有料となることに伴いまして接種費用を助成するものでございます。対象は65歳以上の方と60歳から64歳の内部障害のある方２万270人で、うち接種者は約50%の１万195人を見込んでおります。これに対しまして、市として独自に2,000円の助成を行うものでございます。

質疑のほうが幾つかございましたので、順に説明していきます。

初めに、ワクチンの中身ということでございました。ただいま市のほうに示されておりますのは、厚生労働省の専門委員会でオミクロン株新系統のJN-1や、その派生型に対応したワクチンを使う方針ということが決定されたということで示されておりました、まだ開発中ということでございますので、質疑の中にありました検証ですとか、そういったものについては市のほうでは行っておりません。

また、検証ということでございますけれども、こちらにつきましては厚生労働省、国のほうで行っているものですので、市のほうで改めてこのワクチンの中身について検証することはございません。

次に、さらに市が国の助成に上乗せをなぜするのかという質疑でございました。先ほどの答弁と重複するところもございますが、市としましては、コロナワクチンにつきましては定期の予防接種ということになりまして、インフルエンザと同等の予防接種として推進していく方針でございます。

これに当たりまして、義務というものはないものの、65歳以上の方々、重症化する方々に対しましては重症化してはいけないということで、こちらのほうは市も推進していくというところがございます、少しでも軽減して推進していくということで、市がさらに2,000円を助成するというところでございます。

続いて接種率でございますが、インフルエンザ等の接種率の話がございました。こちらの対象者の根拠となっております50%でございますけれども、コロナワクチンにつきましては、昨年秋開始接種で51.2%の方が接種を受けております。これに対しまして、インフルエンザ

につきましては、令和5年度、対象者は同じでございます。令和5年度は対象人数が2万476人に対しまして60.5%、1万2,386人の方が接種を行っております。インフルエンザのほうは、既に負担金を取りながらの接種となっております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 私からは、「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金の補助件数についてご答弁申し上げます。

補助件数ですけれども、申請があった件数は全体で21件でございます。その中で強化枠に該当したものが1件というものでございます。

先ほど、林議員のご答弁で申し上げましたが、産地事業には3パターンに分かれておりますので、その全体が21件あって、強化枠に該当する事業者は1件であったということであります。

それから、3分の1と4分の1の補助率の違いということではありますが、農業関係の場合、だいたい3分の1が主流でありまして、補助率が上がったというような形でございます。

（発言する人あり）

○農水産課長（伊藤弘行） 4分の1から、強化枠3分の1でございますので。

それから、実績であります。今回始まったばかりでありますので1件の予定でございます。

今後、この事業を活用した件数は増えていくものと考えられます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） まず最初に、建設課で所有している重機なんですけれども、今回の小型ホイールローダー1台、大型ホイールローダー1台を保有しております。

運転の資格につきましては、小型のホイールローダーにつきましては、普通自動車免許になります。あと、車両系建設機械運転技能講習というものを受講することが必要になります。大型ホイールローダーにつきましては、大型特殊免許が必要ということになっております。

外部委託と比較したかというお話ですが、詳細には比較していないんですけれども、住民要望に早期に対応するためとか、市管理道路の未舗装道路の穴などでタイヤとかがパンクした場合に管理責任を問われる可能性もございますので、素早く対応するために車両の保有が必要だと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 私のほうからは、（１）のヘルメットの中学生にどのような補助をしているかというご質疑に対してお答えいたします。

令和４年度の決算の実績ですが、中学生の通学用ヘルメット補助金としまして、補助率は２分の１、補助金の額としては68万円、515人分ということでございます。１人当たり1,320円の補助ということでございます。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ） 自転車乗車用ヘルメットからです。

産業まつりでアンケートを取られたら、6.9%がヘルメットを未使用、使ってらっしゃらない方が6.9%ということだと。四百何十人かの中から抽出したものです。全部が回答してくださったということですね、四百何十人ね。6.9%がヘルメットを未着用ということで、どうですか。私の認識では、お年寄りの方とかで自転車に乗っていらっしゃる方で、ヘルメットされている方を私は見たことがありません。ふらふらしていらっしゃっても、ヘルメットをしてらっしゃる方を見たことがありません。

サンプルの取り方がどうなのかなというのがあるんです。産業まつりに来ている、例えば中学生とかにばかりヘルメットをつけていますかとアンケートを取ると、絶対つけていますよね、中学生はね。ですから、このところをもうちょっときちんと検証するべきではなかったかなと思うわけです。

県としては、下に下ろすときに、当然のことながら、県として扱いがしやすいように、数字を出してもらいやすいように、人口の1.5%とか、そういうふうに出してくると思うんですけども、この半分は市が補助するわけですから、そのところで、本当に市民の、私は特に子どもの自転車の事故とかを防いで、全国的に物すごく子どもの事故が報道されているじゃないですか。そういうのを考えると、本当に実効性のある補助金というものを出示していただきたいと思って、こういう質疑をしているんです。半分は県から来る、全額国からとか、全額県からというんだったら、市のほうで検討のしようがないと思うんですけども、このところを、きちんと議論のテーブルにのせるべきではないかなと思うんですけども、そういう議論というのは今までもされていませんか。

要するに、どこからか補助金があるから、うちもそれに補填して、市も補填して、数字を合わせるみたいな、こういう出し方ではなくて、実効性のある補助金の使い道というふうな

検討というものは今までされていませんか。副市長、お願いします。

あと、周知のほうはご答弁いただきました。そのようにお願いいたします。

中学生のヘルメットの補助なんですけれども、この補助金と同じような感じなんですよ。いわゆる1,320円、半分を補助するから、中学生もヘルメットを必ず着用しなさいねということで、それはもちろん子どもの頭を守らなければいけないですから、補助は必ずやらなければいけないことだと思うんですけれども、逆に言うと、半分かいいというふうに私は思うわけです。子育て支援だ何だかんだとうたっていっちゃいます。うたっていっちゃるという言い方が変ですが、国中を挙げて子育て支援をやっているんですよ、総理大臣から。そんなときに、中学生のヘルメット、この補助金と同じようなレベルでの補助ではなくて、全額補助みたいな、そういう話が出たか出ないか、そういうのが議論に上がったかどうかということも教えてください。

新型コロナワクチンです。

課長のほうからもご答弁の中で、まだ開発中のワクチンを国のほうが使うと言っているから、それに対しての補助ですということで、先ほども言いましたように、これが本当に市民の健康、命を守れるものなのかどうかというのを、国から来ます、はい、それじゃそのままっていうんじゃないくて、もう少し考えていただきたいということで質疑しているんです。まだ開発中のものだから何になるか分かりませんが、国のほうが補助するから、市もそれに対しての上乗せですというのではなくて、この補助金の考え方も、併せて副市長にご答弁いただいたほうがいいと思います。

危険性の認識についてお聞きしましたがけれども、認識があるのかなのか、そういうものが議論のテーブルにのったかどうかというのは、もう1回ご答弁いただいてもいいですか。これも副市長なのかな。

「輝け！ちばの園芸」です。

すみません。課長、私はお答えがちょっと分からないんですよ。私の理解力が非常に悪くて、21件を補助しているんですか。21件申請があって、1件を補助しているんですか。申請があった分、全部21件を補助しているんですか。もう1回、そのところをお願いします。

先ほども言っていますように、補助率のこともよく分からなかった。主流が3分の1だけれども、今回は増額ですと言われて、でも3分の1。3分の1と4分の1というのがあるのが分かりません。でも、主流が3分の1だったのを、増額だったら3分の1ではないですよ。きっと2分の1とかになるんだと思うんです。

21件の申請があつて、21件そのまま補助金が出るというんだつたら、今後、件数が増える見込みだとおっしゃっていましたがけれども、そうすると、これ自体の補助する予算というのは、これから先もどんどん上がっていくというようなことになるんですか。お願いします。

あと、重機です。小型と大型があるんですね。ということは、小型が八百何十万円だから、大型に関しては1,000万円超えですね、きっとね。2,000万円ぐらいするのかな。ちょっと分からないですけれども、センターピンだか何だかがどうのというときは、また新しくするか、修理したらどれぐらいになるから費用対効果を考えて新しくするかというような、そういうことになるんだと思うんですけれども、そうすると、相当な金額の重機を保有して、しかも大型ホイールローダーには大型特殊の免許が必要ということになると、いわゆるお給料というのは、技能手当みたいなものも恐らくあるんだと思うんです。

今度また、人手不足の中で、こういった免許を持っている人をずっと雇えるかと、そのところにも来ると思うんです。一般質問ではないからこういうことは言えないんですけれども、すみ分けの検討をきちんとしたことはないんですけれどもみたいなことがあったんですが、今後、こういうすみ分け、外部委託と、市が所有すること、市が雇用すること、そういうことに対しての検証みたいなものをやられる予定がございますか。これも副市長の答弁になるのかな。お願いします。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 産業まつりでのアンケート調査につきましては、確かに、交通安全関係のブースを出しまして、そちらを訪れた方から伺っておりますので、交通安全に関して意識の高い方がお集まりになったというのは、私も思うところでございます。

実効性のある補助金の検討ということにつきましては、市が行う補助金の事業では、多量で様々なデータを集めまして、それを総合的に検討して実施しているところでございます。それが普通のことでございますけれども、ヘルメットの着用率に関しましては、詳しいデータがないものですから、ニーズがどのくらいあるのか、はつきりと分かりません。

一例を挙げますと、昨年、東京都の自治体で行った団体がありまして、あるところは0.5%分の計上と。ある団体では2.4%というところもございました。ですから、ニーズが分かりませんでしたので、まず近隣の状況を聞きまして、県の交付要綱どおりの1.5%に従ったところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課からは、ヘルメットの中学生向けの補助金の補助率、全額補助の議論はされたのかというご質疑でございます。

中学生向けの補助につきましては、長年、2分の1でこれまでやっておりまして、最近では補助率を上げてほしいというようなご要望の声は伺ってはございません。

ただ、今年度から市民向けの補助金を始めたということもございますので、そういったものとの整合性あるいは近隣等の状況なども踏まえまして、今後、研究したいと思っております。

○議長（飯嶋正利） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 私からは、コロナワクチンの関係についてでございます。

ワクチンの安全性というところの質疑でございましたけれども、こちらのワクチンにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、厚生労働省の専門委員会のほうが今示しているものでありまして、付け加えますと、WHOが推奨するものということでございます。

市としましては、ワクチンにつきまして、予防接種法に基づきまして行っておりまして、ワクチンの安全性ですとか、そういった部分については、国の責任において専門的に判断するところでございます。市としましては、重ねて申し上げますけれども、予防接種法に基づいて、市の役割として定期予防接種を推進していくというところでございます。

補助金の考え方ということでございますけれども、定期予防接種でございます接種を進めて重症化を防ぐということから、市独自の助成のほうは必要であると考えているところでございます。しっかりとした体制を整備して推進してまいりたいと考えております。

あと、危険性の議論ということでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、こちらにつきましては専門委員会等で判断されるべき、国が判断するべきところでございまして、市としましては、これを検証というところのすべはございませんので、うわさですとか、そういったところに惑わされることなく、専門的な分野で評価されたものを使用しながら接種のほうを粛々と進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 私からは、21件の内容ということと、補助率の関係についてご答弁申し上げます。

まず、「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業の中には、生産力強化支援型という

ものと園芸施設リフォーム支援型、それからスマート農業推進型というものがございます。

今回、生産力強化支援型の中に強化枠が設けられたというもので、生産力強化支援型というものは、パイプハウス等の施設や省力機械等の整備を支援するもので、今までは認定農業者と認定新規就農者について、4分の1以内で支援していたものでございます。それが認定農業者のうち、対象品目の経営面積が露地品目はおおむね3ヘクタール以上、施設品目はおおむね1ヘクタール以上を有し、販売額の10%以上の増加や輸出の取り組みにチャレンジするなどの要件を満たす事業主体に対して、強化枠として3分の1を支援するというものでございます。

それから、21件の内訳ですけれども、生産力強化支援型が11件で、そのうち強化枠に該当するものが1件ということでございます。園芸施設リフォーム支援型は9件になります。スマート農業推進型は1件ということで、全体で21件となるものでございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 外部委託とのすみ分けが必要ではないかというようなお話がございました。

現在、運転資格者のほうなんですけれども、小型ホイールローダーのほうの運転資格者は5名で、職員が2名で、会計年度任用職員が3名、大型ホイールローダーの運転資格者は4名で、職員が1名で、会計年度任用職員が3名という状況になっております。大型ホイールローダー運転資格者が4名、小型ホイールローダーの運転資格者が5名ということになっております。9名です。

外部委託との検証ですが、必要と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） ありがとうございます。

ヘルメットのことにしましては、やはり、もう1回きちんと検証してください。数字の取り方が分からないというのではなくて、どうやったら正確な数字が取れるかということを研究していただきたいです。職員たちの目視でもいいでしょうし、やり方はいろいろあると思います。先ほど言いましたように、私は、お年寄りでヘルメットしてらっしゃる方を見たことがありません。

新型コロナワクチンです。

私は危険性、危険性と言っていますけれども、実は私は、大親友のご主人がワクチンの次

の日に亡くなったので、それで非常にいろいろ調べまして、そうしたら厚生労働省のほうもちゃんとホームページで書いているんですよね。ワクチンで亡くなったかも分からないというような死亡例というんですか、超過死亡ということで数字とかも出しています。

先ほどありましたけれども、WHOのほうも、日本の国のワクチンで亡くなった、あるいは副作用が出たというようなことが認定されるのが30分以内で、いろいろ制限があって、それをWHOのほうで見直せというようなことも出ています。それはニュースに出ていました。ですから、国がこうだからというようなことをおっしゃいましたけれども、そうしたら、きちんと厚生労働省のほうもチェックしてください。市民にきちんとした情報を、いいんですよ、ワクチンを打とうが打たまいが、それは個人の判断でいいと思うんですけれども、そうしたときに、国が補助金を出すんだから、市が補助金を出すんだから、いいに決まってるだろうと。日本国民はお上思想がございますので、そういったところで、わざわざ市が補助金をつけてくれるんだからといって打つ方も当然多いんだと私は思うんですよ。安心して打つと。そのときには、市はきちんと情報を出していただきたい。こういうこともありますよと。本当に私は心から旭市民の方の健康、命を守りたいと思っているんです。ですから、せめて情報だけはきちんとしたものを提供していただきたいなと思っていますが、その辺のご見解をお願いします。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） ヘルメットの現実的な着用の状況について、調査する方法を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 新型コロナのワクチンにつきましては、秋冬を開始ということで目指して行っているところです。

今後も国の情報を注視しまして、適切な情報提供を行いながら接種のほうを推進してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は、そのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第3号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第4号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第5号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、準備が整い次第始めてください。

○4番（戸村ひとみ） お願いします。水槽付消防ポンプ自動車についてです。

どんな消防自動車なのかという仕様と、取得に至る具体的なところをお願いしたいんです。つまり、どこに配備するために購入されるのか。金額は出ているんですけども、私は議会で7,000万円ぐらいでしたか、そういうのを購入しますよと出されるときに、入札の応札状況、そういう入札状況だけではなくて、やはり、仕様をきちんと議員に議案とともに出していただかなければ、私たちは、金額だけで審査するわけにはいきませんので、それをお願いしたいと思うわけです。

私が今ここでこうやって聞いても、手元に数字とかが皆さんないから、数字というのは仕様の何年製で、どうのこうのとか、そういうものがないので、書き取るのも非常に大変ですし、そういうことが必要なんではないかなと思うわけです。これを今後、議案と一緒に出していただけるかどうかということをもまず聞きたい。

それから、内容で、どこに配備されるのか。あと、仕様の中でお答えいただけるかと思うんですが、機能です。新規にされるのか、あるいは更新なのかがちょっと分からないんです。あるいは同等のものがあるのかも分からないですけども、そういうのとの違いがあるんです。したら、違いも教えてください。

あと、これを運転できる資格、免許というんですか、そういうものもお願いいたします。

仕様の中で、どこ製なのか、メイド・イン・ジャパンなのか何なのかというのもお答えく

ださい。お願いします。

○議長（飯嶋正利） 戸村議員に申し上げます。質疑での資料要求はできませんので、質疑をしてください。

戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） それでは、議案第5号、水槽付消防ポンプ自動車の主な仕様等についてご答弁申し上げます。

まず、車両の完成寸法、全長が約6.9メートル、全幅が約2.3メートル、続きまして全高が約2.9メートルで、車両の総重量は約12トンでございます。

車両の駆動装置は四輪駆動となります。そして、乗車定員につきましては6名でございます。

次に、ポンプ装置となりますが、ポンプ装置は、国家検定合格品A-2級以上とし、水槽は消火用の水1,500リットルを積載できる仕様でございます。

その他、ホース延長装置としまして、電動アシスト付ホースカーを積載した仕様となります。

取得の相手方は、株式会社モリタ東京支店でございまして、日本製となります。

配備先につきましては、消防署の干潟分署となります。

納期につきましては、令和7年3月31日でございます。

次に、更新なのか、新規なのかということでございますが、こちらについては更新でございます。現有車両は平成19年に配備しておりまして、今年度で17年が経過しておりますことから、老朽化により性能低下した車両の更新をするものでございます。

次に、免許につきましては、先ほど12トンと申し上げましたが、車両の総重量が11トンを超えますので、普通免許ではなく、大型自動車免許ということになります。特殊車両の免許ではありませんので、大型自動車の免許ということになります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 分かりました。

干潟分署に、これは新規に購入というのではなくて、更新ということですね。そうすると、同じ総数で干潟分署のほうに、どうなんだろう。総数としては足りているということなんですよね。更新ということで、新規ではないということ。

干潟分署が新しくできるので、新しく購入なのかなと思ったんですけども、総数としては足りているかどうかというところと……

○議長（飯嶋正利） 干潟分署はできませんよ。

○4番（戸村ひとみ） すみません、干潟分署ではなくて、海上のところと勘違いしていました。更新なので、総数としては足りていると。こういったのが何台、旭市は所有しているんですか。それをお願いします。

それと、先ほど大型免許とおっしゃいましたが、今は大型免許というのはあるんですたっけ。私は大型を持っているんですけども、大昔は大型で、今は中型だと言われた記憶がありまして、大型はあるんですね。分かりました。

あと、運転できる大型免許を持ってらっしゃる方というのが、消防署にはどれぐらいの割合でいらっしゃるか。結構いろいろなところで人手不足というか、先ほどの重機でも言いましたけれども、そのあたりで加算して手当とかをつけないといけないことになるのではないかなと思って、こんな質疑をしています。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） お答えいたします。

まず、どのぐらいの台数があるのかということですが、今回入れます水槽付消防ポンプ自動車は、旭市消防本部で4台配置しております。各分署と本署に1台ずつあります。それと、水槽のない普通のポンプ車が5台あります。これも各分署と本署に1台ずつ、本署には予備車としてもう1台置かれております。それと、化学車が1台、はしご車が1台、それと救助隊が使います救助工作車が1台、それと指揮隊が乗ります指揮車が1台でございます。あとは消防車ではありませんが、救急車は5台配備しております。

あと、免許の関係ですが、免許につきましては、現在も普通免許から中型自動車免許、準中型自動車免許、大型自動車免許というふうに段階が区切られております。

免許の保持状況ですが、令和5年4月1日現在で、消防職員の中で97名が大型免許を取っております。

また、手当等につきましては、災害等で出動した場合には、運転する人は機関員と言うんですが、機関員には機関員の手当ということで手当がついております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 分かりました、ありがとうございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第5号の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時 0分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第6号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第7号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第8号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 議案第8号について、ご質疑を申し上げます。

この議案は、定額減税調整給付金給付事業についてでありまして、全額国の負担金でもって行うわけであります。地方税法が改正されて、個人住民税につきましても、2024年度の税制改正で行われる定額減税は1回限りで1人4万円、個人住民税は1万円です。個人住民税では、所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円を減税します。納

税者の合計所得額が1,805万円、給与収入2,000万円以下の場合に限られ、高額所得者は対象外です。個人住民税の不足分は、全額国費で補填されるわけです。ですから、減税のタイミングは自治体によって異なりますけれども、12月31日を控除対象となる配偶者、一般親族の判定日として各自治体での事務手続きを行うということで、最短でも6月を予定されております。

ところで、今回の専決処分はそのために専決処分を行ったものでありますけれども、この内容について、説明ではかなり詳しくお話がありました。しかし、これからどのような形でもって、どのぐらいの人に対してどのような形でもっての給付が行われるか、簡単でいいですから、この機会にご説明いただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） それでは、調整給付金給付事業についてお答えいたします。

制度の概要につきましては、今議員のほうからご説明いただきましたので、まず、対象者ですけれども、納税義務者数で、約1万2,000人を見込んでおります。

調整給付金額につきましては、予算書に記載のとおり4億9,156万円を予定しております。

この給付金についてどのように給付事業を進めるのかということでございますが、この給付対象者となる納税義務者の方に対しまして、7月中をめどに、郵便によりまして給付金の確認書を送付する予定でございます。この中で扶養人数や定額減税額などを確認していただきまして、あわせて、給付金の振込口座情報等をご提供していただいた上で給付する予定でございます。確認書を確認して、こちらに書類が届きまして、口座情報等を登録する作業等もございますので、第1回目の口座振込の時期としましては8月下旬を予定しております。

その後、月に2回程度振込をいたしまして、11月末頃までには完了させたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） それでは、再質疑させていただきます。

そうしますと、市民税の定額減税分についての振込をしていくわけでありましてけれども、それによって、今お話があった1万2,000人という数はどの程度増えるわけですか。つまり、納税者になっている方、それから扶養者を含めて1万2,000口座分だけ用意すれば、実際にできるということなのか。それとも、もっと対象者については広がっていくのか。それから、

いわゆる給与をもらっている方、例えば千葉県だとか東京都だとかからもらっている方、こういう方に対してはどのような形のものが調査でできるようになるのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） 先ほど、納税義務者数約1万2,000人というふうに申し上げましたが、納税義務者の方には、当然、扶養の方とかがひもついておりますので、その方々を含めた対象者の人数という、2万1,519人になります。2万1,000人ぐらいになります。

給与所得者の方はどうなのかということでございますが、納税義務者数1万2,000人というのは、その方々も当然含まれておりますので、私どものほうで全部計算した上で、対象者の方に確認書の通知をする予定でございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） だいたい分かりました。

ところが、ふるさと納税の関係の減税分というのがあるんだそうですけれども、それはどういうふうになるんですか。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） あくまでも減税の対象となっている税額のほうの計算ですけれども、ふるさと納税に関しましては、今までの従来どおり、控除後の金額を基に減税という形になっておりますので、ふるさと納税に関して何か影響があるかという、特に影響はないというふうに考えております。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

松本源太郎議員は、そのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松本源太郎議員、よろしくお願いいたします。

○20番（松本源太郎） 市税条例の問題についてお伺いいたします。

市税条例においては、今回、市民税の減免の問題について、旭市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかである場合で、市民税を減免する必要があると認める場合にはこの限りでないという条項が含まれますが、これは具体的にはどういう意味なんでしょうか。

それからもう一つは、附則第7条の5のほうで、令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除についての項目がありますけれども、これを簡単に説明してください。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） まず、市民税の減免のところでございますが、但し書が追加になっておりますので、地方税法、それから市税の条例上の中で「ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり」ということになっておりますので、申し訳ございません、同項各号の確認をさせていただければと思います。

いずれにしましても、市長が必要と認めれば、減免することが可能となるという権限を与える改正となっております。

それから、附則の第7条のほうの関係でございます。

こちらは、先ほど来、ご質疑いただいております定額減税に関する規定でございます。定額減税の減税方法というものが、それぞれの収入に応じまして定められておりまして、給与収入の方は特別徴収ですので、給与収入の方、特別徴収の方は、7月から11か月で割って均等に減税するというのが地方税法で定められております。

それ以外の方に関する規定が附則の第7条のほうに記載してございまして、まず事業所得者、普通徴収の方でございますが、この方の住民税につきましては、第1期目、この6月から1期目の納付が始まりますけれども、1期目から減税していきますよというルールになっております。もし引き切れない場合には、2期目以降、引き切れない場合が続けば、3期目、4期目というふうに減税していきますよと。この令和6年度に限りの改正になりますけれども、こういう規定が追加になっております。

さらにその次になりますが、年金所得者の関係の納付についての規定が追加になっておりまして、住民税に関しましては、年金の場合は10月分から減税しなさいという規定の追加になっておりまして、こちらも引き切れない場合は、年金の場合は2か月に1度ですので、次は12月と。12月でも引き切れなければ2月という形の規定がこちらに記載されている状況で

ございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） そうしますと、普通徴収の方につきましては、かなり時間がかかってくると、私の資料によりますと、年金の方については25年2月まで順次繰り越すということになるわけですか。そのことについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） 普通徴収の方は、今月、6月納期分から引き入れる分について引いていくという形になりますので、減税については、今月すぐにでも反映されるという形です。

ただ、年金の方については10月ですので、もう少し先になると。10月で引き切ってしまうと、12月、2月については通常ですけれども、引き切れなければ12月、2月と継続して引くという形になります。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

議案第10号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松本源太郎議員、準備が整い次第始めてください。

○20番（松本源太郎） 議案第10号、旭市都市計画税条例の改正についてでありますけれども、この中で私が聞きたいのは、商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては100分の2.5、それから令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額が消された理由は何なのですか。そのことをお聞きしたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） まず、都市計画税条例の改正でございますが、先ほどの税条例の改正のほうにもございますけれども、固定資産税について評価替えが行われたということで、土地の負担調整措置等の特例の期間が延長になっているということで、都市計画税も固定資産税に合わせて、その期間を延長しているという改正になっております。

商業地等の都市計画税にあつては100分の2.5が消されている理由ということでございます。

確認するお時間をいただいてよろしいでしょうか。すみません。

○議長（飯嶋正利） 暫時休憩。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時19分

○議長（飯嶋正利） 会議を再開いたします。

税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） 大変失礼いたしました。令和3年から令和5年度まで商業地等に係る特例の部分で100分の2.5というところを削除した理由でございますが、これは、コロナの関係で経済対策、経済が停滞しているというところで、いわゆる商業地のところについては固定資産、都市計画税等の負担を軽減しましょうということで、率を100分の2.5ということで少し低く抑えた措置でございます。コロナのほうは5類に移行になって落ち着いておりますので、この軽減分の措置が削除されたということでございます。

それから、先ほど、第9号のほうで市長の権限が強化されている部分についての各号の関係でございますが、全部で4号ございます。1号が生活保護を受けている方、それから2号については所得が皆無で生活が著しく困難となった者またはこれに準ずると認められる者、3号については学生、4号については公益財団法人及び公益社団法人、これらの各号について市長が認めれば減免できるという規定になりました。大変失礼いたしました。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第10号の質疑を終わります。

議案第11号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松本源太郎議員、準備が整い次第始めてください。

○20番（松本源太郎） 旭市国民健康保険税の改正なんですけれども、1人当たりの加算する金額なんですけど、29万円から29万5,000円、それから53万5,000円から54万5,000円に改正がされるわけなんですけれども、この問題につきましては、実は私、3月にもこの問題を聞いた関係があるんです。というのは、国民健康保険税について、例えば、後期高齢者支払い分の

改正案とか、それから課税限度額の推移とか、こういうことが毎年比較されてきている。そして、3月のときには、4月からはどういうふうな形になるかということをお聞きしたら、いわゆる値上げというのはないだろうということで、つまり、どういうことかということ、今、国が都道府県単位の国保税を目指しているものですから、どうしても国保税のレベルをそろえるために低いところは上げさせるということで5,000円上げろとか、そういう指導が実際に来ているんですね。それに呼応しているところもあるんですけども、旭市はしないということになったので、私は賛成の手を挙げたわけです。

今回の問題ですけれども、私が調べましたら、私たちに配られている例規集では、例えば28万5,000円が29万5,000円になって1万円上がるかと思ったら、その途中でもう一度、令和5年に5,000円上げていた。そういうことがあったので、質疑してみたいということになったわけです。

旭市の場合には、課税限度額の推移も、ほかから比べて低いままではいるわけですが、これについて、ぜひご説明いただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） ご質疑は、今回の改正の中身ということよりは課税限度額のお話かと思いますが、旭市におきましては、国が各年度、その都度、限度額のほうを医療分だったり、後期高齢者支援金分だったりということで分けて、あるいは介護分ということで分けて上げておりましたが、従来から、旭市においては、国のほうの改正に合わせて上げるのではなく、1年遅れで上げているというような状況がございます。

令和6年4月につきましては、国のほうが後期高齢者支援金分を22万円から24万円に上げておりましたが、本市につきましては、1年遅れというのものあるんですけども、22万円のままということで据え置いていると。これは、国保税を負担していただいている方について一定の配慮といいますか、市のほうで、国が上げたからすぐ上げるということではなく、状況を見ながらその判断をしていると、そういう状況でございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

松本源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第11号の質疑を終わります。

議案第12号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

◎追加日程 議案第6号、議案第7号直接審議（先議）

○議長（飯嶋正利） おはかりいたします。議案第6号、議案第7号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議したいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

林晴道議員。

○12番（林 晴道） 今の人事案件で、議員サイドのほうは退席するよにという規則があるんですけども、執行部のほうで退席するというようなルールや規則、それから我々の申し合わせがないんです。

実は、2年前も同じことを僕は指摘させていただきました。今隣にいる穴澤局長に対して、しっかりと議会運営委員会だとか、新しくできました議会改革検討委員会のほうでもんでいただいて、一文あればいいんですけども、ない現状であれば、直前の議会運営委員会か何かでそういうふうなことをしっかりと報告して、この行動に起こしてもらいたいと、そのように言ったんです。

執行部からは慣例だからという話であるんですけども、議会のことは議会が決めますし、議事進行のことであれば議会運営委員会がしっかりと担当しますので、着席させていただいて、それで議事進行をお願いしたいと。それがかなわないのであれば、ちょっと不信を抱くというふうに考えます。

○議長（飯嶋正利） 暫時休憩。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 2時10分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

おはかりいたします。議案第6号、議案第7号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議したいと思います。これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号、議案第7号は委員会付託を省略し、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第6号、議案第7号は人事案件でありますので、討論を省略して、採決いたします。
採決は電子表決システムにより行います。

議案第6号、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第6号は同意することに決しました。

議案第7号、旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第7号は同意することに決しました。

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長（飯嶋正利） 日程第2、常任委員会議案付託。

これより常任委員会に議案を付託いたします。

議案第1号から議案第5号までと、議案第8号から議案第12号までの10議案を配付した分担表1、議案のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、6月20日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第 3 常任委員会請願付託

○議長（飯嶋正利） 日程第 3、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第 1 号、請願第 2 号の 2 件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） 配付漏れなしと認めます。

これより常任委員会に請願を付託いたします。

請願第 1 号、請願第 2 号の 2 件を配付した分担表 2、請願のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました請願は、6 月 20 日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は 13 日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2 時 14 分